

# 特定非営利活動法人 HPT

## 介護相談センター ポット東 運営規定

### (事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人 HPT が開設する介護相談センター ポット東（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という）にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は要介護状態等になった利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という）が多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう支援を行う。

- 2 事業の実施にあたっては関係市町村、指定居宅サービス事業者、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との綿密な連携を図るとともに利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立な業務に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 介護相談センター ポット東
- (2) 所在地 札幌市北区北28条西12丁目4番13号 北28条ビル2階

### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従事者の管理、指定居宅介護支援の利用者の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業所運営に必要な指揮命令を行う。

(2) 介護支援専門員 5名（うち1名を管理者兼務とする）

介護支援専門員は介護サービス計画の作成及び指定居宅サービス事業者等との連絡調整など介護支援サービスの提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

(1) 相談体制

利用者の相談は事業所内の窓口・相談室にて受け付けるとともに家庭訪問等による相談も受け付けるものとする。

(2) 課題分析票の種類

利用者に対する介護サービス計画原案作成のために使用する課題分析方式については、居宅介護サービス計画ガイドライン方式（MDS-HC）等とする。

(3) 介護サービス計画の作成

(4) サービス担当者会議

介護サービス計画原案に対し、専門的な見地から意見を求めるため、当該計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を召集して行うサービス担当者会議を利用者宅または事業所内において開催する。

(5) 居宅訪問

居宅サービス計画作成にあたり、利用者のおかれている環境の評価や現に抱えている問題を把握するため、居宅訪問による面接調査を行う。また、当該計画作成後においても、居宅サービス計画の実施状況等を把握し、サービス計画の変更など、利用者等が求めるサービスが適切に提供されるよう居宅訪問等の方法による支援を行う。

(6) その他、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うために必要と認められるサービスの提供を行う。

(費用等)

第7条 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は以下の額とする。

相談センターから半径500m以上2km未満	100円
2km以上4km未満	200円
4km以上6km未満	300円
6km以上8km未満	400円
(以降2km毎に100円追加)	

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は札幌市東区および北区・西区・中央区・石狩市とする。

(その他運営についての留意事項)

(虐待の防止に関する事項)

第9条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 介護支援専門員に対し、虐待の防止のために研修を定期的実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第10条 感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6カ月に1回以上開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第11条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための「業務継続計画」を策定し、当該「業務継続計画」に基づき、必要な措置を講じる。

- (1) 介護支援専門員に対し、「業務継続計画」について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (2) 定期的に「業務継続計画」の見直しを行い、必要に応じて「業務継続計画」の変更を行う。

(ハラスメント対策に関する事項)

第12条 利用者に対して安定した居宅介護支援サービスを提供するため、職場及び訪問先・利用者宅におけるハラスメント防止のために必要な措置を講じる。

- (1) ハラスメント防止に関する相談窓口担当者を置く。
- (2) ハラスメント防止を徹底するため定期的な研修を年1回以上実施する。
- (3) ハラスメント防止のための指針を整備する。
- (4) 暴言・暴力・ハラスメント行為が利用者やその家族から、職員にあった場合には文書で通知する事により、直ちに契約を解除する事がある。

(身体拘束の禁止)

第13条 利用者又は他人の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、本人又はその家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

第14条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することとする。
- 3 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人HP T理事会と居宅介護支援事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

- ・ この規定は、平成23年02月02日から施行する。
- ・ この規定は、平成26年8月1日から施行する。
- ・ この規定は、令和2年8月20日から施行する。
- ・ この規定は、令和3年3月1日から施行する。
- ・ この規定は、令和3年4月17日から施行する。
- ・ この規定は、令和3年7月19日から施行する。
- ・ この規定は、令和3年10月1日から施行する。
- ・ この規定は、令和4年5月11日から施行する。
- ・ この規定は、令和5年2月1日から施行する。
- ・ この規定は、令和6年5月1日から施行する。